

新城市求人情報掲載費用等助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー価格等の物価高騰の影響を受けた事業者に対し、人材を確保する際の経費を支援することにより、中小企業者の人材確保の強化を図るため、市の予算の範囲内で交付する新城市求人情報掲載費用等助成事業補助金（以下「補助金」という。）について、新城市補助金等交付規則(平成17年新城市規則第43号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 主たる事業所 複数の事業所を有する場合、常時使用する従業員数の最も多い事業所をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者又は中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する者をいう。
- (3) 就職サイト 就職情報の提供、企業の人材確保を目的として開設されたウェブサイトであって、有料で求人情報を掲載するものをいう。ただし、掲載に係るサービスが付帯したパッケージプラン等である場合は、当該費用も含む。
- (4) 副業・兼業マッチングサイト 専門スキルを有する外部人材と、そのスキルを活用したい企業を繋げるサービスのことをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、新卒者、転職者、副業・兼業者を情報サイトを介して求人掲載するものであって、次に掲げるものとする。

- (1) 新卒者を対象とする就職サイトに求人情報を掲載する事業
- (2) 転職者を対象とする就職サイトに求人情報を掲載する事業
- (3) 副業・兼業人材など、雇用契約によらずに外部人材を活用する事業

2 当該事業での求人掲載については、掲載する期間の始期と終期が同一年度内のものに限るものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る次に掲げる費用の合計額とする。ただし、消費税及び地方消費税相当額は補助対象経費に含まないものとする。

- (1) 新卒者を対象とする就職サイトへの掲載（求人情報を掲載する期間が令和6年4月15日から令和7年2月21日の間であるものに限る。第2号および第3号において同じ。）に係る新規ページ作成料、求人広告掲載料、その他掲載に必要な費用
- (2) 転職者を対象とする就職サイトへの掲載に係る新規ページ作成料、求人広告掲載料、その他掲載に必要な費用
- (3) 副業・兼業マッチングサイト運営会社に支払う仲介手数料、委託費、コーディネーター料、専用サイト掲載料(外部人材に対して支払う報酬、交通費、保険費用等に係る費用を除く)、その他掲載に必要な費用

(補助対象者)

第5条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内で主たる事業所を有する中小企業者
- (2) 令和6年1月以降のいずれかの月の主な原材料等の仕入価格、光熱水費等が、令和2年から令和5年の同月比で5%以上上昇していること
- (3) この要綱による補助金の交付を受けていない者
- (4) 市税を滞納していない者
- (5) 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が新城市暴力団排除条例(平成23年新城市条例第1号)に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではない者
- (6) 政治団体、宗教上の組織団体ではない者
- (7) その他補助金の目的に照らし適当でないと市長が認める事業者でない者

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費(国、地方公共団体その他公共的団体から別に助成措置等を受けた場合は、補助対象経費から当該助成措置等として受けた額を控除した額)の5分の4以内の額とし、その額が60円を超えるときは、60万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、新城市求人情報掲載費用等助成事業補助金交付申請書(様式第1)に次に掲げる書類を添付し、掲載予定日の7日前かつ令和6年12月27日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2)
- (2) 収支予算書(様式第3)
- (3) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (4) 原材料等の仕入価格、光熱水費等が上昇していることが分かる書類
- (5) 市税の滞納がないことを証明する書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 交付申請の受付は、予算の範囲内において先着順に行うものとし、予算の範囲を超えるときは受付を停止する。ただし、予算の範囲を超えることとなった日の受付については、その日に提出されたものについて抽選を行い、受付の順番を決定するものとする。

3 交付申請書類の提出方法は、窓口を持参、又は郵送によるものとする。なお、郵送においては、資料が到着し、書類の不備がないことを確認できた日を受付日とする。

(補助金の交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を精査し、補助金の交付を決定したときは新城市求人情報掲載費用等助成事業補助金交付決定通知書(様式第4)により、不交付を決定したときは新城市求人情報掲載費用等助成事業補助金不交付決定通知書(様式第5)により、当該申請を行った者に通知するものと

する。

(計画変更等の承認)

第9条 第7条の規定による補助事業の内容変更、中止又は廃止をしようとする場合は、新城市求人情報掲載費用等助成事業補助金計画変更等承認申請書(様式第6)及び変更収支予算書(様式第7)に計画変更等の内容が確認できる書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請についてその内容を審査し適当であると認めるときは、新城市求人情報掲載費用等助成事業補助金変更等承認通知書(様式第8)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業の完了から起算して30日を経過した日又は令和7年2月21日のいずれか早い期日までに、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書(様式第9)
- (2) 収支決算書(様式第10)
- (3) 補助事業の実施状況を示す掲載画面の印刷物等
- (4) 補助対象経費の支払に係る領収書の写し等
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定により報告を受けたときは、報告書及び添付書類の審査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合するものであると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、新城市求人情報掲載費用等助成事業補助金確定通知書(様式第11)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第12条 前条の規定により補助金の確定通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を請求するときは、新城市求人情報掲載費用等助成事業補助金請求書(様式第12)を市長に提出しなければならない。

(補助金交付の取消し)

第13条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときには、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による交付決定の取消しをしたときは、新城市求人情報掲載費用等助成事業補助金交付取消通知書(様式第13)により補助対象者に通知する。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、新城市求人情報掲載費用等助成事業補助金返還通知書(様式第14)により期限を定めて当該補助金の返還を命ずることができる。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の規定により市長から当該補助金の返還命令を受けたときは、期限内に返還しなければならない。

(状況調査)

第15条 市長は、補助対象者に対して、交付申請年度の翌年度から3年間、調査等の必要な協力を求めることができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月15日から施行する。